

「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」

(1) 適用範囲

本指針の適用となる患者団体とは以下を指します。

患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体

(2) 公開方法

当社ウェブサイト等を通じて、前年度分について当社の決算発表後に公開します。

(3) 公開時期

公開は 2014 年度からとし、2014 年度に 2013 年度分を公開します。

(4) 公開対象と内容

直接的資金提供、間接的資金提供、当社からの依頼事項に対する謝礼等、労務提供を行った患者団体についてその内容を公開します。

A. 直接的資金提供

(対象) 寄附金、会費・賛助会費、協賛費、広告費等

(内容) 直接的資金提供を行った患者団体名および費用項目ごとの金額

B. 間接的資金提供

(対象) 患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

(内容) 間接的資金提供を行った患者団体名および間接的資金提供総額

C. 当社からの依頼事項に対する謝礼等

(対象) 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

(内容) 当社から依頼を行った患者団体名および費用項目ごとの金額

(注) 支払先が医療機関等に該当する場合は、「医療機関等との関係の透明性に関する指針」に基づいて公開します。

D. その他

(対象) 労務提供の有無

(内容) 提供した患者団体名

制定日 2013 年 2 月 21 日